

京都市告示第466号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和7年11月4日

京都市長 松井孝治

1 道路の種類 府道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
沓掛西大路 五条線	西京区樺原字治井西町29番地の2地先から 同町10番地の3地先まで	旧	メートル 21.50	メートル 5.98 ~ 6.08
		新	メートル 21.50	メートル 6.01 ~ 6.24

2 道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
西賀茂156号線	北区西賀茂丸川町52番地の1地先内	旧	メートル 3.00	メートル 5.90 ~ 12.05
		新	メートル 3.00	メートル 6.00 ~ 12.10
山科小山経 6号線	山科区音羽平林町29番地地先から 同町9番地地先まで	旧	メートル 30.50	メートル 2.75 ~ 4.20
		新	メートル 28.90	メートル 2.73
山科小山経 6号線	山科区音羽平林町29番地地先から 同区小山神無森町55番地地先まで	旧	メートル 34.80	メートル 1.30 ~ 1.82
		新	メートル 37.00	メートル 1.82 ~ 2.20

山科小山緯 2号線	山科区音羽平林町9番地地先から 同町29番地地先まで	旧	12.80	2.00 ~ 2.80
		新	12.90	1.82 ~ 2.40
久我10号線	伏見区久我西出町3番地の12地先内	旧	31.70	1.46 ~ 2.55
		新	31.70	2.74 ~ 3.83

(建設局土木管理部道路明示課)